

～ 事業所の皆様へ ～  
**介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されます**

介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置として、『介護職員等ベースアップ等支援加算』が令和4年10月から実施されます。

対象となる事業所は、介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ及びⅢを取得している事業所です。届出に必要な書類などは、鹿児島県ホームページをご覧ください。

鹿児島県ホームページ>健康・福祉>高齢者・介護保険>指定事業者全般>【重要】介護職員等ベースアップ等支援加算に係る届出について

介護職員等ベースアップ等支援加算を取得する事業者の皆様へ

令和4年度において介護職員等ベースアップ等支援加算を取得する予定の事業所については、以下により計画書を提出していただきますようお願いいたします。

全体のイメージ



〔注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕

- 提出書類  
 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書  
 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  
 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書
- 提出期限  
 加算を取得しようとする月の前々月の末日まで  
**令和4年10月から算定する場合は8月31日まで**
- 提出・お問い合わせ先

事業所の所在する市町村名	提出先名	住所	電話
日置市・いちき串木野市 鹿児島郡	鹿児島地域振興局 (地域保健福祉課)	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	099-272-6301
枕崎市・指宿市・南さつま市・南九州市	南薩地域振興局 (地域保健福祉課)	〒897-0001 南さつま市加世田村原二丁目1-1	0993-53-8001
阿久根市・出水市・薩摩川内市 薩摩郡・出水郡	北薩地域振興局 (地域保健福祉課)	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3166
霧島市・伊佐市・始良市 始良郡	始良・伊佐地域振興局 (地域保健福祉課)	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7954
鹿屋市・垂水市・曾於市・志布志市 曾於郡・肝属郡	大隅地域振興局 (地域保健福祉課)	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	0994-52-2122
西之表市 熊毛郡	熊毛支庁 (地域保健福祉課)	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-1830
奄美市 大島郡	大島支庁 (地域保健福祉課)	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7246